

平成27年3月13日

各 位

会 社 名 JALCO ホールディングス株式会社

代表者名 代提出取締役社長 田辺 順一

(JASDAQ・コード6625)

問合せ先

役 職・氏 名 取締役管理本部長 大浦 隆文

電 話 050-5536-9824

当社株式短期売買利益の返還請求に伴う特別利益の計上に関するお知らせ

当社は、当社主要株主である幅田昌伸氏（以下、「幅田氏」と記載します。）より金融商品取引法第164条第1項に規定される特定有価証券の短期売買利益について申告を受けました。

当社は、平成27年3月13日開催の取締役会におきまして、当該短期売買利益にかかる利益返還請求を行うことを決議し、同日付で幅田氏との間で覚書を締結いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 公表に至る経緯

当社は、平成26年6月上旬に、幅田氏より、平成25年12月20日、及び同年12月25日に行った当社株式の取引に関して、関東財務局から「金融商品取引法第164条第1項に規定される特定有価証券の短期売買利益61,334,211円を得ていると判断される」という内容の利益関係書類を受領した旨の連絡を受けました。

当社は、当該取引が、当社が平成24年2月10日及び平成25年2月21日に第三者割当により幅田氏に割り当てた株式の売買であることから、当該取引が行われた時点で、幅田氏より取引を行った旨の報告を受けておりましたが、当該取引は、幅田氏が保有有価証券の評価替えを目的として、当日売却した株式を翌営業日に同数量を同価格にて買い戻すという内容のものであり、幅田氏は経済的には売買利益を得ているものではありませんでした。

もっとも、金融商品取引法第164条第1項に基づく計算では短期売買利益が生じていることになり、また同条項によりますと、「上場会社等の役員又は主要株主が、当該上場会社等の有価証券の6ヶ月以内の短期売買により利益を得た場合には、当該上場会社等は、短期売買により得た利益を提供するよう当該役員等に請求することができる。」となっております。そのため、当社が外部の法律家に当該利益返還請求について意見を求めたところ、当該取引によって幅田氏が経済的には売買利益を取得したものではないという点を勘案しても、当社が営利企業である以上、金融商品取引法第164条第1項に基づく短期売買利益が発生しており、その請求が法令上可能である限り、利益返還請求を行うべきではない旨の意見形成は困難であるとのことでした。

このため、当社は、幅田氏に対して利益返還請求を行うこととし、幅田氏が現実に売買利益を取得したものではないという点を踏まえて、慎重に幅田氏と協議を行いました。その結果、幅田氏との間で合意に至ったため、金融商品取引法第164条第1項の規定により算定された利益61,334,211円を提供する旨の覚書を幅田氏との間で締結いたしました。

2. 主要株主の概要

(1) 氏名：幅田 昌伸

(2) 住所：京都府京都市左京区

3. 今後の見通し

当該利益返還請求に伴い「短期売買利益受贈益」（特別利益）を、平成27年3月期通期決算におきまして計上する予定です。ただし、当該特別利益は、平成27年2月5日発表の当社通期連結業績予想に織り込み済みであり、本件による業績予想の変更はございません。

以 上